平成２２年（フ）第４２２号
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金135番地１県営鶴ヶ島藤の台団地１―101号、前住所埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘356番地１　ランドロードヌマタ102号
債務者　濵崎　奈美（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４４０号
埼玉県川越市大字笠幡1476番地
債務者　野口　辰男
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１２９０号
名古屋市西区枇杷島３丁目20番30号　白菊ビル３Ｅ号
債務者　松尾　洋子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４１２号
名古屋市瑞穂区瑞穂通２丁目29番地　丸美ロイヤルビル201号
債務者　山口　　滿
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４１３号
名古屋市瑞穂区瑞穂通２丁目29番地　丸美ロイヤルビル201号
債務者　山口　典子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４７９号
名古屋市南区前浜通７丁目５番地の１　名鉄笠寺ビル609号
債務者　藤代　順子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６１４号
名古屋市熱田区六番２丁目８番20号　グランドハイツ六番町401号
債務者　加藤　敏夫
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５３６号
大阪府富田林市甲田１丁目14番５号　215
債務者　尾崎　充弘
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６４４号
堺市西区鶴田町18番24号　サニーコート津久野103号
債務者　告田　貴志
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６７２号
堺市南区三原台３丁40番４―404号、前住所東京都板橋区常盤台１丁目７番12号　マロニー常盤台201
債務者　深澤　友貴
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６８７号
堺市堺区協和町１丁１番地１　西団地17棟604号
債務者　林政治こと　金　　政治
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６９３号
堺市中区深井清水町1421番地６　105号、前住所大阪府泉南郡熊取町つばさが丘北２丁目11番８号
債務者　吉田　孝二
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７０２号
堺市北区新金岡町２丁３番８―106号
債務者　戸根タイル店こと　戸根　　孝
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７５２号
神奈川県秦野市北矢名207番地の15、申立時の住所大阪府柏原市大正３丁目５番16号
債務者　ＬａＬａ’ｓこと　辻井由美子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７７８号
大阪府河内長野市北青葉台52番16号
債務者　角野　和博
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３４３号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根南荒巻28番地162
債務者　小関　尚子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで盛岡地方裁判所第２民事部